

調剤報酬明細書

都道府
県番号

薬局

令和0年2月分

事故外点数のレセプト記載例④

公費負担者番号①					公費負担医療の受給者番号①				
公費負担者番号②					公費負担医療の受給者番号②				

○交通事故及び傷害事故（けんか・他人の飼い犬などからの襲撃等）による薬剤の処方、特記事項欄に「10第三」の記載が必要です（記録方法は、社会保険診療報酬支払基金のホームページで公開されている「レセコード情報ファイル記録条件仕様」を御参照ください）。

○医療機関には院外処方せんを発行する場合、薬剤の事故外について処方せんに記載していただくようお願ひしています。

○第三者行為による疾病または負傷の治療期間が複数月にわたる場合は、症状固定または治療完了・中止まで、全てのレセプトに「10第三」の記載が必要です。

※後期高齢者医療に係る取り扱いも同様です。

○症状固定または治療完了・中止した場合、その翌月以降のレセプトについては、「10第三」の記載を除去していただて構いません。

氏名	1男 2女 1明 2大 3昭 4平 5令 . . . 生		特記事項		保険薬局の所在地及び名称							
職務上の事由			10第三									
医療機関	岩手県○○○○○○○○○○○1-2-3		1 ○ ○ ○ 2 ○ ○ ○ ○ ○ 3 4 5 6		7 8 9 10 11 12							
県番	03	点数表	1	医コ	0123456	受保回数 公① 2回 公② 回						
No.	医師番号	処方月日	調剤月日	処方 負担 医薬品名・規格・用量・剤形・用法 単位薬剤料点	調剤数量	調剤報酬点数 薬剤調製料 調剤管理料						
1	1	2・5	2・5	【内服】 1日1回 朝食後 (01) ドキサゾン錠2mg 「FME」	22	60 24 60 1320						
「診療報酬請求書の記載要領等について」 (昭和51年8月7日保険発第82号) 診療報酬請求書の記載要領 第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第2） 2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項 (13)「特記事項」欄について 記載する略号をまとめると、以下のとおりであること。 なお、電子計算機の場合はコードと略号を記載すること。 ※他の略号は省略 <table><tr><th>コード</th><th>略号</th><th>内容</th></tr><tr><td>10</td><td>第三</td><td>患者の疾病又は負傷が、第三者の不法行為（交通事故等）によって生じたと認められる場合</td></tr></table>				コード	略号	内容	10	第三	患者の疾病又は負傷が、第三者の不法行為（交通事故等）によって生じたと認められる場合	1	60	24 60 60 8
				コード	略号	内容						
				10	第三	患者の疾病又は負傷が、第三者の不法行為（交通事故等）によって生じたと認められる場合						
3	1	2・5	3	60	24 60 180							
4	1	2・5	2・5	【内服】 1日3回食後 (01) グルベス配合錠 3錠	10	60 0 0 600						
5	1	2・5	2・5	【内服】 1日3回食後 (01) ウルソデオキシコール酸錠100mg「トローワ」 3錠	2	60 0 0 120						
6	2	2・15	2・15	【内服】 1日3回食後 (01) ロキソプロフェンナトリウム錠60mg「日医工」 3錠 (02) レバミピド錠100mg「オーツカ」 3錠	6	7 24 42						
摘要	事故外2,696点 地支A 連強 後B 再発再燃を繰り返す逆流性食道炎の維持療法 後発医薬品を調剤しなかった理由：保険薬局の備蓄				※高額療養費 円 ※公費負担点数① 点 ※公費負担点数② 点							
保険請求	※決定	一部負担金額		基本料 基A 111	時間外 0	薬学管理料 薬A2 45						
2,922	点	点	円	222	点	90						
①	点	点	円	点	点	点						
②	点	点	円	点	点	点						